

徳島県告示第六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 森林計画区の名称

吉野川森林計画区（徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡及び三好郡一円）

二 縦覧場所

徳島県農林水産部スマート林業課、徳島県東部農林水産局及び徳島県西部総合県民局

三 縦覧期間

令和四年十一月十五日から

令和四年十二月十四日まで

備考

当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。